

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊丘珠駐屯地
第325会計隊丘珠派遣隊長 黒川 孝一

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号				
6LY01NY00280		6MR81AM5332 0001				8-1-24				
品名 または 件名										
丘珠（R 8）消防設備保守点検役務										
部品番号 または 規格										
仕様書のとおり										
使 用 器 材 名										
数 量	単位	銘 柄		使 用 期 限 等		グ ル ー プ		指定	検査	包装
1.00	ST									
納地または工事場所				引 渡 場 所						
丘珠駐屯地				丘珠駐屯地						
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期						
業務隊管理科営繕班 玉寄技官 3 2 2				令和8年9月30日（水）						

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊丘珠駐屯地 第325会計隊丘珠派遣隊契約班及び北部方面会計隊ホームページによる。細部は、第7項(2)の適用する契約条項を確認すること

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：説明会は実施しない
入札日時場所：令和8年7月24日（金）10時00分 丘珠駐屯地厚生センター談話室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

- (1) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
- ア 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
 - イ 令和7年・令和8年・令和9年度の防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供」で北海道地域の資格を有する者であって、次のいずれかを満たす者であること。（防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）を新規に申請中の場合は、申請中の旨を入札時に証明できる者であること。）
 - ウ 「入札及び契約心得」を厳守している者。
 - エ 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - オ 下記の「装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等」に該当しない者であること。
- (2) 適用する契約条項等
- 駐屯地用標準契約書
- ア 契約条項
 - 役務請負契約条項
 - イ 特約条項
 - (ア) 談合等の不正行為に関する特約条項
 - (イ) 暴力団排除に関する特約条項
- (3) 保証金等に関する事項
- ア 入札保証金は免除とするが、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
 - イ 契約保証金は免除とするが、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

(4) 入札の無効

- ア 第2項及び第7項(1)で示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- イ 入札に関する条項に違反した入札
- ウ 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札
- エ 入札に遅刻又は途中退席した者の入札
- オ 誓約した「暴力団排除に関する誓約事項」に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合
- カ 入札書下部余白に「当社(私・個人の場合)、当団体(団体の場合)は、上記の公告に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項を承諾のうえ入札致します。また、「入札及び契約心得」に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。」と記載すること

(5) 契約書作成の要否

契約書を作成する。

(6) 落札決定方式

- ア 当隊所定の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、当該応札価格が予算決算及び会計令(昭和24年勅令第165号)第85条の規定により契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準を下回った場合は、落札を保留し、必要な調査のうえ決定する。この場合、すべての応札者は官側が行う調査に協力するものとする。
- イ 落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

(7) その他

- ア 契約の成立時期は、契約書に双方が記名押印したときとする。
- イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税にかかる課税業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- ウ 入札に参加する者は資格審査結果通知書(写)を提出すること。
- エ 代理人をもって入札に参加する場合は、委任状を提出すること。
- オ 電報、電話及びFAXによる入札は認めない。
- カ 郵便による入札を行う場合、第325会計隊丘珠派遣隊(担当:星)に入札書送付の旨を必ず電話連絡し、2重の封筒それぞれに「入札書(入札件名を記入)」在中」と明記し封印するとともに、内封筒に入札書を入れ、内封筒以外に第2項(2)同様の資格審査結果通知書(写)を同封し、入札実施の前日までに次項に示す入札に関する事項の担当へ必着させるものとする。この際、令和8年7月23日(木)1700までに到着するように配達記録の残る方法で送付すること。(メール便可)
- キ 郵便入札がある場合の再度入札に関しては、速やかに応札業者に対して再度入札執行日時を通知し、後日実施する。
- ク 本入札実施にあたり、市場価格調査を実施しております。入札参加希望業者は上記電話連絡を実施するとともに、FAXにて市場調査価格表の提出を令和8年7月22日(水)1700までに送付してください。
- ケ 感染症対策防止の観点から郵便入札を推奨しております。もし入札当日参加される場合は、事前にご連絡をお願いいたします。

コ 入札に関する事項の問合せ先

陸上自衛隊丘珠駐屯地 第325会計隊丘珠派遣隊 契約班(担当:星)

TEL 011-781-8321 (内346)

FAX 011-781-0504 (直通)

(8) 公告揭示場所及び期間

- ア 揭示場所: 陸上自衛隊丘珠駐屯地第325会計隊丘珠派遣隊
北部方面会計隊ホームページ <http://www.mod.go.jp/gsdf/nae/fin/index.html>
- イ 揭示期間: 令和8年7月1日~令和8年7月24日

装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等

- 1 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止措置等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 4 第2号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
 - (1) 資本関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更正法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。
ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - (2) 人的関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。
ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更正法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
ウ (1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

品 目 等 内 訳 書

契約実施計画番号		6LY01NY00280											
NO	調達要求番号		物品番号		単 位		数 量		単 価	金 額	銘 柄	納 地	指定
	品 名						使用期限等	引 渡 場 所					
	部品番号 または 規格							搬 入 場 所			検 査		
	使用器材名						仕様書番号				グループ	納 期	包 装
1	6MR81AM5332	0001			ST	1.00					丘珠駐屯地		
	丘珠（R 8）消防設備保守点検役務									丘珠駐屯地			
	仕様書のとおり									業務隊管理科営繕班 玉寄技官 3 2 2			
										令和8年9月30日			
				- 以 下 余 白 -									

丘珠(R8)消防設備保守点検役務

件名	丘珠(R8)消防設備保守点検役務				仕様書番号	8-1-24
図名	表紙				図番	1/4
業務隊長	管理科長	営繕班長	水行係長	給排水係長		監督官
						
陸上自衛隊丘珠駐屯地業務隊					令和8年6月17日	

役 務 仕 様 書

- 1 役務件名：丘珠 (R8) 消防設備保守点検役務
- 2 役務場所：北海道札幌市東区丘珠町 1 6 1 陸上自衛隊丘珠駐屯地
4 1 消火ポンプ室・# 4 8 格納庫 (1 格)・# 6 0 格納庫 (2 格)・# 1 4 格納庫 (3 格)
4 格納庫 (4 格)・# 4 0 格納庫 (野整備格)
- 3 役務概要：泡消火設備の保守点検 1 式
パッケージ型消火設備の保守点検 1 式

章	項	目	内 容												
一 般 共 通 事 項	1	総 則	本仕様書及び図面は、陸上自衛隊丘珠駐屯地「丘珠 (R8) 消防設備保守点検役務」に必要な事項を規定する。												
	2	施 工	本役務は、本仕様書による他関係法令及び規則・条例に基づき実施する。												
	3	疑 義	本仕様書及び図面に明記のないとき、又は疑いを生じたときは監督官と協議する。												
	4	軽微な変更	役務作業の状況により軽微な変更が生じた時には、監督官と調整し、その指示により実施する。												
	5	現 場 管 理	(1) 役務現場は、常に諸材料その他の整理及び清掃を行い火災等の事故防止につとめる。 (2) 出入口及び危険性のある場所には、危険表示等の処置を行う。 (3) 役務現場及び許可された場所以外への無断立入等は、厳禁とする。 (4) その他、官側の規則等に従う。 (5) 既設構造物は、破損しないよう十分注意する。												
	6	書 類 手 続	本役務に必要な書類等は監督官の指示に従い遅滞なく行う。												
	7	役 務 写 真	<table border="1"><thead><tr><th>分 類</th><th>規 格</th><th>撮 影 箇 所</th><th>焼 付 部 数</th></tr></thead><tbody><tr><td>着工前</td><td rowspan="3">L 版</td><td rowspan="3">監 督 官 の 指示による</td><td>1 部</td></tr><tr><td>作業中</td><td>1 部</td></tr><tr><td>完成時</td><td>1 部</td></tr></tbody></table> 撮影後、速やかに整理 (A4-S版) して提出する。	分 類	規 格	撮 影 箇 所	焼 付 部 数	着工前	L 版	監 督 官 の 指示による	1 部	作業中	1 部	完成時	1 部
	分 類	規 格	撮 影 箇 所	焼 付 部 数											
	着工前	L 版	監 督 官 の 指示による	1 部											
	作業中			1 部											
完成時	1 部														
8	後 片 付 け	役務完了に際しては、現場の後片付け及び清掃を行う。													
9	補 償	本役務完了後、生じた事故等の修復については、その原因が請負業者の責に帰すべき理由によるものと認められた場合は、請負業者が修復すべき補償義務を負う。													
10	廃棄物処理	役務中に発生した廃棄物等は、関係法令に基づき適切に処理し、産業廃棄物処理を実施したものについてはマニフェストE票の写しを提出する。													

章

2

特記事項

項 目

1 固定式
泡消火設備点検

2 移動式
泡消火設備点検

内 容

(1) 本点検の実施箇所は、#41消火ポンプ室とする。

(2) 危険物の規制に関する規則第62条の5の5に基づく固定式の泡消火設備一体点検の実施。

(3) 泡の放射試験については1系統（昨年実施していない系統）で実施する。

(4) 放射試験等で既設配管内に泡等が付着した場合は、配管の洗浄を実施する。

(5) 消火設備の型式詳細は、下表のとおり。

名 称	仕 様
泡消火機器 (1台)	製造メーカー 日本ドライケミカル(株) たん白泡薬剤用差圧調合装置 PPT 14N 貯蔵量 1,400L たん白泡薬剤 3%
非常用動力装置 (1台)	製造メーカー・型式 いすゞ自動車 4BD1 PE-01 定格出力 44PS/1500 r p m
泡消火ポンプ (1台)	製造メーカー・型式 西島製作所 KMGUX12N3E30 ポンプ口径 125×125mm 吐出量 1.45m3/min 全揚程 70m 原動機出力 30Kw 回転数 1500rpm

(1) 消防法第17条の3の3に基づく移動式の泡消火設備機器点検及び総合点検の実施。

(2) 点検結果は、平成31年消防庁告示第5号及び第6号の点検票様式にて提出する。

(3) 全数に対して水放射試験と泡消火薬剤のサンプリング試験を実施する。

(4) サンプリング試験で採取した消火薬剤は、同量を補充すること。

(5) 実施場所及び消火設備の型式詳細は、下表のとおり。

4 8 格納庫（1 格）

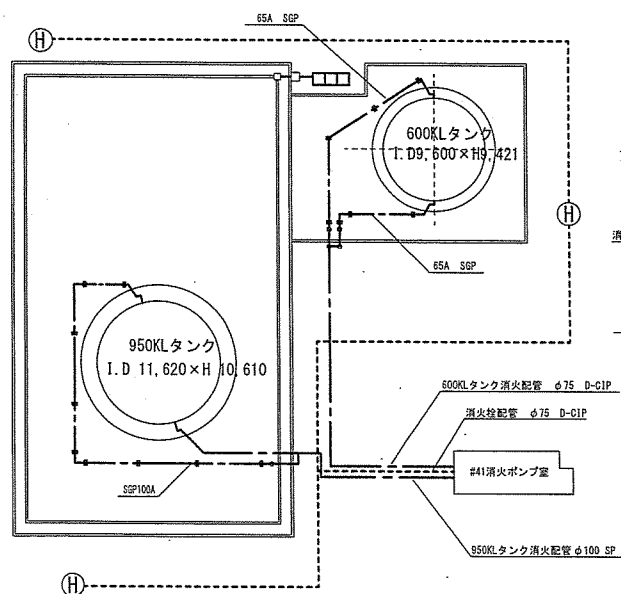
名 称	仕 様
泡消火薬剤貯蔵槽 (2台)	ヤマトプロテック アルファフォーム310R 貯蔵量 160L 水成膜泡薬剤 3%
泡消火薬剤混合装 置（2台）	ヤマトプロテック YPPT-160
加圧送水装置 (1台)	ポンプ…(株)荏原製作所 100MSFU 4518(#72消火ポンプ室内設置) 電動機…(株)東芝 TIKK(#72消火ポンプ室内設置)

6 0 格納庫（2 格）

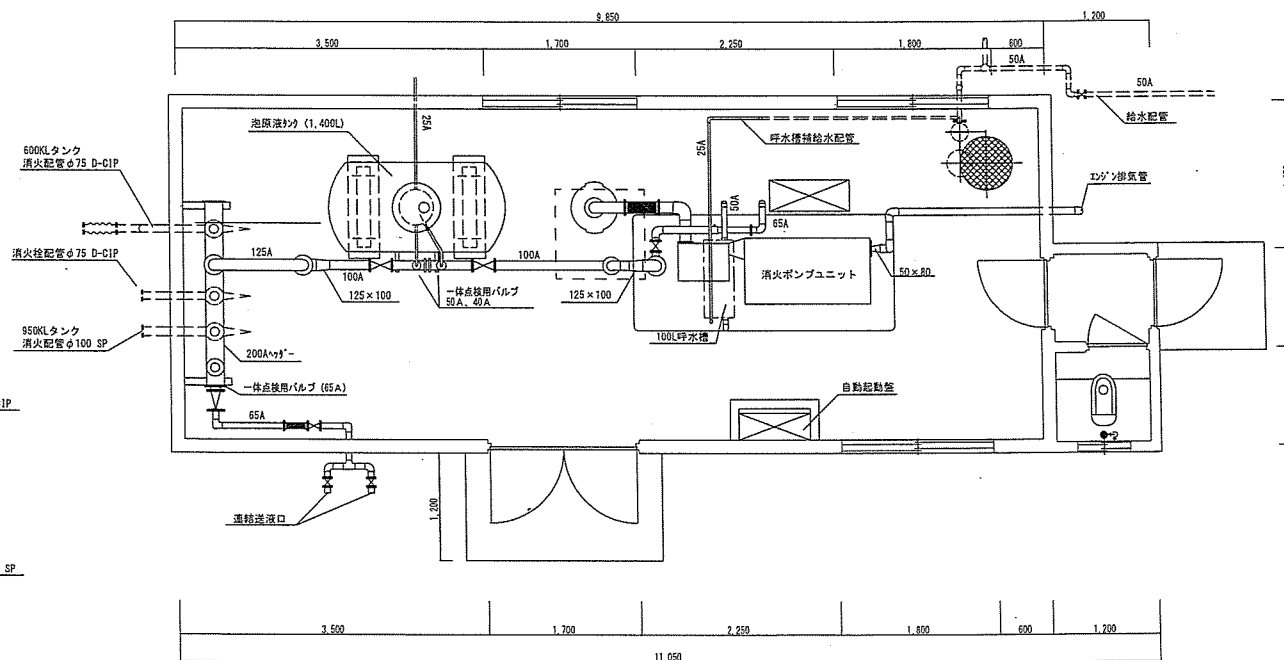
名 称	仕 様
泡消火薬剤貯蔵槽 (2台)	ヤマトプロテック アルファフォーム310R 貯蔵量 160L 水成膜泡薬剤 3%
泡消火薬剤混合装 置（2台）	ヤマトプロテック YPPT-160
加圧送水装置 (1台)	# 4 8 格納庫（1 格）と兼用

役務件名	丘珠 (R8) 消防設備保守点検役務	図面番号	2/4
図 名	仕様書	縮 尺	図 示
陸上自衛隊丘珠駐屯地業務隊		令和 8 年 6 月 17 日	

凡 例 —— 消防配管
 配管架台
 屋外消防栓



消火配管系統図 S=1/500



#41建物平面図 S=1/60

役務件名	丘珠(R8)消防設備保守点検役務	図面番号	4/4
図 名	配管系統図・平面図	縮 尺	図 示
陸上自衛隊丘珠駐屯地業務隊		令和8年6月 17日	